

## 試用期間は解雇権が留保された労働契約

### Question 03

Q

入社して3ヶ月目に入ったところで、作業ミスが多いという理由で解雇されました。自分では、そんなにミスが多いとは思えません。ちなみに、試用期間は3ヶ月ですが、試用期間中は、こんなに簡単に解雇できるのでしょうか。

### Answer 03

A

試用期間とは、入社後、労働者を正社員として本採用するまでに、職業能力や企業適応性を見るために設けられた制度で、法的性格については、使用者の解約権が留保された労働契約と解されています。判例でも、採用の当初に労働者の適格性を判断する十分な資料を収集できないために、後日の調査や観察に基づく最終的な決定を留保する趣旨で、合理的な期間にわたり解約権を留保することは合理性を有するとしています。

通常は、1ヶ月から6ヶ月くらいの期間をあて、その期間中は就業規則等に、「試用期間の終了時に、社員として不適格と認めた時には本採用しない」との規定が置かれていることが多く、本採用に比べて解雇権を広範に留保されています。したがって、試用期間中は、このような解約権留保により、通常の解雇よりも広い範囲で解雇の自由が認められるものと解されます。

しかし、こうした場合であっても、この解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認される場合にのみ、解雇あるいは本採用拒否が許されますので、些細なことで解雇することは、解雇権の濫用と判断される場合もあります。あなたを解雇する場合についても、作業ミスの程度や回数及び作業ミスをなくすための事業主としての指導・教育等の措置を含め、客観的で合理的な理由が求められます。

なお、試用期間の延長については、就業規則などでその旨の規定が設けられていない限り認められません。また、就業規則に定めがあっても、当然認められるわけではなく、特段の事情のある場合に限られます。